2026 年度事業計画（要旨）

国内の外国人労働者は、2025年10月時点で約257万人を超え、外国人雇用に関する届出が義務化となった2007年以降最多となりました。そのうち、「技能実習」は、約50万人（対前年６．１％増)、「特定技能」は約29万人（対前年38．3％）となり、合計で国内の外国人労働者の約30％を占めるまでに増加しています。

一方政府は、本年１月「外国人政策を検討する関係閣僚会議」で、外国人政策についての総合的対応策をまとめました。これにより国内の人手不足の対応として外国人労働者の受け入れは継続するものの、外国人との「共生」を中心とした従来の考え方を転換し、「秩序」を共生社会の土台と位置づけ、在留管理や永住審査、受け入れ機関の管理責任、生活・就労実態の確認など、多方面での管理精度向上を図るとしています。

当財団の事業の大きな柱である外国人労働者の受入れ事業においては、2027年４月の「育成就労制度」への移行へ向け、運用要領の発出、監理支援機関の許可申請など、具体的な動きも出てきました。一方で、昨今の日中関係の冷え込みなどにより、これまでの対中国との交流が困難な状況となっています。

このように、取り巻く情勢が目まぐるしく変化してきていることから、当財団は本年度が重要な転換点となることを十分認識し事業を進めます。

また当財団は、公益財団法人としての内閣府からの認定を受け、社会からの信頼を得ながら事業を運営しています。したがって、適正な運営が求められる「外国人技能実習事業」、「特定技能支援事業」や、今後新たに監理支援機関としてより厳格な運営が求められる「育成就労事業」を見据え、引き続き情報公開などでの事業の透明性の確保、ガバナンスの強化を進めるとともに、コンプライアンス重視を基本スタンスとして事業を展開します。

人材育成事業の推進にあたっては、人材育成の視点を各事業の中心に据え、アジア各国からの技能実習生・特定技能外国人の福祉と生活向上に寄与するとともに、母国で活躍する人材の育成と共生社会の実現を目指します。

外国人技能実習事業では、本年度は約30年間におよぶ技能実習制度から新たな育成就労制度への過渡期であることから、受け入れ企業の動向や考えを的確に把握しながら事業を進めます。

特定技能支援事業では、我が国の人材不足分野での中心的な労働力として期待される特

定技能外国人は、対象分野・業務を17業種に拡大される中で、2028年度までには最大約80万人余りの受入れが見込まれています。

したがって当財団は、コンプライアンスを前提としつつ、支援事業の拡大を進めます。

日本語教育事業では、これまで中国国際人材交流協会と、中国におけるハイレベルな日本語教育の推進や新たな分野での事業協力について協議を行い、事業を推進してきました。

しかし、中国国際人材交流協会の組織改編にともない、従来型の事業を進めることが困難な状況となりました。

したがって、従来のスキルアップ研修会の開催は断念するとともに、あらたな日本語教育事業について模索していきます。

日本語教師派遣事業については、中国人材交流協会と事業整理に関するコンセンサスが得ていることから、内閣府に事業の廃止を申請します。

事業協議訪日団の招へいと同訪中団の派遣では、パートナー組織である中国職工対外交流中心、人社部国際交流服務中心との間とは、相互に訪日団・訪中団の派遣を要請し、対面での協議やオンライン会談を開催して、今後の共同事業への関わり方や相互協力のあり方について検討を進めていきます。

調査研究活動について、本年度は、技能実習事業や次年度以降の育成就労事業を含めた特定技能支援事業における送り出し機関の評価づくりに資するよう労働事情調査団の派遣を検討します。

育成就労制度は、２月20日に「育成就労制度運用要領」が発出されるなど、2027年４月の制度移行へ向けて動きが加速されてきました。

したがって当財団は、育成就労事業への移行に向けた取り組みを本格化させます。

当財団は、本年いよいよ40周年を迎えます。記念レセプションは規模を縮小する中で開催し、財団の次の10年につながる、持続的な成長のための投資として、「特定費用準備資金」を切り崩して生み出した資金を活用し、ＩＴ化の推進や育成就労制度への制度移行、人材の育成に向けて取り組みます。

これからも、「ひととつながる」「ひとをささえる」「ひとをそだてる」をキーワードに、チャレンジと改革を通じて持続可能な事業体制を目指し、全役職員が一丸となって、この難局を乗り切っていきます。